

## 令和7年度 試験問題 (午後の部)

## 注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題裏表紙の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、3時間です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題(第1問から第35問まで)と記述式問題(第36問及び第37問)から成り、配点は、多肢択一式が105点満点、記述式が140点満点です。
- (4) **多肢択一式問題の解答**は、多肢択一式答案用紙の解答欄の正解と思われるものの番号の枠内をマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法でマークしてください。解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック製消しゴムで完全に消してから、マークし直してください。答案用紙への記入に当たっては、**鉛筆(B又はHB)**を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆**を使用していない解答は、無効とします。
- (5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への記入に当たっては、黒インクの**万年筆**又は**ボールペン**(ただし、インクが消せるものを除きます。)を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の筆記具(鉛筆等)によって記入した解答は、その部分につき無効とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。

また、答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線)を越えて筆記をした場合は、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません)。
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。また、書き損じをしても、補充しません。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

第1問 民事訴訟における訴訟能力に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 訴訟能力を欠く当事者がした訴訟行為は、取り消すことができる。

イ 未成年者は、独立して法律行為をすることができる場合であっても、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない。

ウ 被告が訴訟係属中に成年被後見人になった場合には、その被告について訴訟代理人があるときを除き、訴訟手続は、中断する。

エ 当事者が訴訟能力を欠く場合には、その当事者本人を尋問することはできない。

オ 被保佐人が、相手方の提起した訴えにおいて、請求原因事実を認める旨の陳述をするには、保佐人の同意を要しない。

1 アイ            2 アエ            3 イウ            4 ウオ            5 エオ

**第2問** 次の対話は、裁判上の自白に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： まずは、自白の拘束力について考えてみましょう。事実についての自白のうち、裁判所を拘束しないものはありますか。

学生：ア 間接事実についての自白は、裁判所を拘束しません。

教授： 書証の成立の真正についての自白は、どうですか。

学生：イ 書証の成立の真正についての自白は、裁判所を拘束します。

教授： 次に、裁判上の自白が成立する場面について考えてみましょう。弁論準備手続の期日において、裁判上の自白は、成立しますか。

学生：ウ 主要事実に関する陳述がされた場合であっても、弁論準備手続の期日においては、裁判上の自白は、成立しません。

教授： 本人尋問においては、どうですか。

学生：エ 当事者の供述が相手方の主張する自己に不利益な事実を認めるものである場合には、裁判上の自白が成立します。

教授： 最後に、自白の撤回について考えてみましょう。裁判上の自白が成立した場合において、相手方の同意がないときであっても、当事者が自白を撤回することができる場合がありますか。

学生：オ 当事者は、相手方の同意がない場合であっても、自白した事実が真実に適合しないこと及び自白が錯誤によることを証明したときは、自白を撤回することができます。

1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

**第3問** 争点及び証拠の整理手続に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 当事者は、事件を弁論準備手続に付する裁判に対して即時抗告をすることができる。

イ 裁判所は、弁論準備手続において、手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると認める場合を除き、当事者が申し出た者の傍聴を許さなければならない。

ウ 文書の証拠調べは、書面による準備手続においてすることができない。

エ 当事者は、準備的口頭弁論終了後の口頭弁論の期日において、準備的口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

オ 準備的口頭弁論終了後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、準備的口頭弁論終了前にこれを提出することができなかった理由を説明しなければならない。

1 アイ            2 アエ            3 イウ            4 ウオ            5 エオ

第4問 書証に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 当事者が法令により文書の謄本の交付を求めることができる場合には、書証の申出は、文書の所持者にその文書の送付を嘱託することを申し立ててすることはできない。

イ 第三者に対してされた文書提出命令に対し、当該文書提出命令の申立人ではない本案事件の当事者は、即時抗告をすることができる。

ウ 私文書の作成名義人の印影が当該作成名義人の印章によって顕出されたものである場合には、当該印章が他の者と共有、共用されているときであっても、当該私文書は、真正に成立したものと推定される。

エ 当事者が相手方を作成名義人とする文書の成立の真否を筆跡の対照により証明する場合において、対照をするのに適当な相手方の筆跡がないときは、裁判所は、対照の用に供すべき文字の筆記を相手方に命ずることができる。

オ 文書の所持者が正当な理由なく文書送付の嘱託に応じなかった場合には、裁判所は、決定で、過料に処することができる。

1 アウ            2 アエ            3 イエ            4 イオ            5 ウオ

**第5問** 第一審の民事訴訟手続における判決に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 判決の言渡しは、当事者双方が判決の言渡期日に出頭しない場合においても、することができる。

イ 判決の言渡しは、訴訟手続の中断中には、することができない。

ウ 判決は、当事者に対する判決書の送達によってその効力を生ずる。

エ 判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがある場合には、裁判所は、当事者の申立てがないときであっても、更正決定をすることができる。

オ 裁判所は、判決に法令の違反があることを発見したときは、口頭弁論を経て、変更の判決をすることができる。

- 1 アエ            2 アオ            3 イウ            4 イオ            5 ウエ

第6問 民事保全に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 保全命令の申立ては、保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性を証明して、これをしなければならない。

イ 債権の仮差押命令は、特定の債権について発しなければならない。

ウ 仮処分命令は、保全すべき債権が条件付又は期限付である場合においても、発することができる。

エ 保全異議の申立てがあった場合における保全執行の停止を命ずる裁判に対しては、不服を申し立てることができる。

オ 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、保全異議の申立てについての決定をすることができない。

1 アイ            2 アエ            3 イウ            4 ウオ            5 エオ

第7問 民事執行に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、少額訴訟債権執行については考慮しないものとする。

ア 債権に対する強制執行については、債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

イ 債権に対する強制執行による差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる。

ウ 差押えに係る貸金債権について借用証書があるときは、債務者は、差押債権者に対し、その借用証書を引き渡さなければならない。

エ 債務者の預金債権を差し押さえた債権者は、第三債務者に対して差押命令が送達された日から法定の期間が経過したときは、その預金債権を取り立てることができる。

オ 執行裁判所は、債務者の申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部又は一部を取り消すことができる。

1 アウ            2 アエ            3 イエ            4 イオ            5 ウオ

**第8問** 司法書士又は司法書士法人に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 司法書士となる資格を有する者は、日本司法書士会連合会に登録申請書を提出するときは、事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局を経由してしなければならない。

イ 未成年者は、司法書士試験に合格したときであっても、司法書士となる資格を有しない。

ウ 司法書士は、正当な事由がないときであっても、依頼者に対して理由書を交付することにより登記に関する手続の代理の依頼を拒むことができる。

エ 司法書士は、長期の疾病などやむを得ない事由により自ら業務を行い得ないときは、補助者にその業務を取り扱わせることができる。

オ 司法書士法人は、成立したときは、成立の日から2週間以内に、その旨を主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。

1 アイ            2 アエ            3 イオ            4 ウエ            5 ウオ

第9問 弁済供託に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 債権が二重に譲渡され、それぞれ債務者に対する確定日付のある証書による通知がされた場合において、各通知が同時に債務者に到達したときは、債務者は、債権者不確知を原因とする供託をすることができる。

イ 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を供託することができる。

ウ 賃貸人が死亡した場合において、その相続人の有無が戸籍により調査をしなければ賃借人に不明であるときは、賃借人は、当該調査をすることなく、賃料の全額につき債権者不確知を原因とする供託をすることができる。

エ 持参債務について被供託者をA又はBとして債権者不確知を原因とする弁済供託をする場合において、Aの住所地の供託所とBの住所地の供託所とが異なるときは、いずれかの供託所に供託をすることができる。

オ 債権者不確知を原因とする供託がされた場合において、被供託者の中に権利義務の帰属主体となる実体を備えていない者が含まれていたときは、その他の被供託者の中に還付請求権を有する者が含まれていたとしても、供託は無効となる。

1 アイ            2 アオ            3 イウ            4 ウエ            5 エオ

第10問 供託官の審査等に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 供託申請についての供託官の審査の対象は、手続的要件に限られるものではなく、提出された供託書及び添付書類に基づいて判断し得る限りにおいて、実体的要件にも及ぶ。
- イ 供託官は、供託申請があった場合において、供託書に記載された供託の原因たる事実の存否について疑いがあるときは、申請者に対し、当該事実を証明する書面の提出を求めることができる。
- ウ 金銭債権が差し押さえられた場合において、第三債務者が差押金額に相当する金銭を供託するときは、供託書に、執行裁判所の差押命令の謄本を添付しなければならない。
- エ 供託物払渡請求書に利害関係人の承諾書を添付する場合には、当該承諾書に押された利害関係人の印鑑について印鑑証明書を併せて添付しなければならない。
- オ 被供託者をA又はBとして債権者不確知を原因とする弁済供託がされ、Aが供託物の払渡しの請求をした場合において、供託官が、一定の期間を定めてBに対して当該供託物の払渡しに異議があれば申し出るべき旨を通知し、当該期間が経過したときは、Aは、還付を受ける権利を有することを証する書面を添付することなく、供託物の払渡しを受けることができる。

- 1 アイ            2 アエ            3 イウ            4 ウオ            5 エオ

**第11問** 供託物払渡請求権の処分等に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 供託者が、供託物取戻請求権を譲渡し、確定日付のない譲渡通知書を供託所に送付した場合には、供託官が当該通知に受付の旨及びその年月日時分を記載した後であっても、譲受人は、当該譲渡を供託所以外の第三者に対抗することができない。

イ 弁済供託の被供託者の債権者が供託物還付請求権を差し押さえた後は、供託者は、供託物の取戻しを請求することができない。

ウ 供託物払渡請求権に対する差押えが競合した場合には、供託物の払渡しは、供託官による事情の届出を受けた執行裁判所の配当等の実施としての支払委託に基づいてする。

エ 供託物払渡請求権の仮差押債権者は、当該供託物払渡請求権に係る供託を受諾することができる。

オ 被供託者の債権者が、債権者代位権に基づき、被供託者の有する供託物還付請求権を行使して自ら供託物を受領しようとする場合には、被供託者に対して債権を有する事実を証する書面及びその債権を保全する必要がある事実を証する書面を提出しなければならない。

1 アイ            2 アウ            3 イエ            4 ウオ            5 エオ

**第12問** 次の対話は、書面による登記の申請の代理に関する教授と学生の対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： Aが所有権の登記名義人である甲土地について、Aの単独親権者であるBが法定代理人として所有権の移転の登記の申請をしようとしたが、その申請前にAが死亡した場合には、Bの当該申請に関する代理権は、どうなりますか。

学生：ア その代理権は消滅しません。

教授： それでは、Aが所有権の登記名義人である甲土地について、Aの成年後見人であるBが法定代理人として司法書士Cに対してAからDへの所有権の移転の登記の申請を委任したが、その後、Bが破産手続開始の決定を受けた場合には、Cは、当該申請の添付情報として、誰の印鑑に関する証明書を提供しなければなりませんか。

学生：イ Bの印鑑に関する証明書を提供しなければなりません。

教授： 当該申請の添付情報として提供する印鑑に関する証明書は、作成後3か月以内のものであることを要しますか。

学生：ウ 作成後3か月以内のものであることを要します。

教授： 事例を変えて、Aが唯一の代表者である会社法人等番号を有するB法人が所有権の登記名義人である甲土地について、AがB法人を代表して司法書士Cに対してB法人からDへの所有権の移転の登記の申請を委任したが、当該申請前にAがB法人の代表者を辞任し、新しい代表者としてEが就任したとします。この場合において、当該登記申請の添付情報としてB法人の会社法人等番号を提供することとなりますが、それだけではAが代表者であったことが確認できないときは、添付情報として何を提供すべきですか。

学生：エ 登記申請の委任を受けたときにAが代表者であったことが確認できるB法人の登記事項証明書を提供しなければなりません。

教授： 最後に、Aが所有権の登記名義人である甲土地について、Aが司法書士B及び司法書士Cに対してAからDへの所有権の移転の登記の申請を委任したが、特に共同代理の定めがされていない場合には、B及びCを代理人とする代理権限を証する情報を提供して、Cのみが当該申請を代理することはできますか。

学生：オ B及びCが共同して当該申請を代理しなければならず、Cのみが当該申請を代理することはできません。

1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

**第13問** 申請情報の内容に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 区分地上権の設定の登記を申請する場合において、区分地上権の設定契約においてその区分地上権の行使のためにその土地の使用に制限を加える旨が定められたときは、その定めを申請情報の内容とすることができる。

イ 信託の登記を申請する場合において、受益者代理人の氏名又は名称及び住所を申請情報の内容としたときは、当該受益者代理人が代理する受益者の氏名又は名称及び住所を申請情報の内容としなければならない。

ウ 複数の者を抵当権者とする抵当権の設定の登記を申請する場合において、当該抵当権について5年を超えない期間は分割をしない旨が定められたときであっても、その定めを申請情報の内容とすることができない。

エ 国内に住所を有しない者が所有権の登記名義人となる所有権の移転の登記を申請する場合において、その者の国内連絡先となる自然人があるときは、その自然人の氏名並びに国内の住所又は国内の営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地及び名称を申請情報の内容としなければならない。

オ 永小作権の設定の登記を申請する場合において、永小作権の設定契約においてその権利を他人に譲り渡すことができない旨が定められたときは、その定めを申請情報の内容とすることができる。

- 1 アイ            2 アエ            3 イウ            4 ウオ            5 エオ

**第14問** 次の対話は、権利能力なき社団であるA社団の構成員全員に総会的に帰属する甲土地の所有権の登記名義人がA社団の代表者Bである場合に関する教授と学生の対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： A社団の代表者としてCが追加して選任された場合には、B及びCが申請するBからCへの所有権の一部移転の登記の登記原因は何ですか。

学生：ア 「委任の変更」となります。

教授： 次に、Bが死亡し、後日、A社団の代表者としてCが就任したという事例を「本件事例」としましょう。本件事例において、CがA社団の代表者に就任したことにより、甲土地についてBからCへの所有権の移転の登記を申請する場合には、その登記原因の日付はいつになりますか。

学生：イ Bが死亡した日となります。

教授： 本件事例において、A社団の代表者としてCが就任したため、甲土地についてBからCへの所有権の移転の登記を申請しようとしたが、その申請をする前に、Bの相続人であるDが相続を原因とするBからDへの所有権の移転の登記を申請し、その旨の登記がされていたとします。この場合には、Cは、どのような登記の申請をすることとなりますか。

学生：ウ Cは、BからDへの所有権の移転の登記の抹消の申請をしなくても、DからCへの委任の終了を原因とする所有権の移転の登記の申請をすることができます。

教授： 本件事例において、甲土地についてBからCへの所有権の移転の登記を申請する前に、Cは、A社団を代表して甲土地をEに売却したとします。この場合には、C及びEは、売買を原因とするBからEへの所有権の移転の登記を申請することはできますか。

学生：エ いいえ、できません。

教授： 最後に、事例を変えて、A社団がFから金銭を借り入れ、その貸金債権を担保するためにFを抵当権者とする抵当権が甲土地に設定されたとします。当該抵当権の設定の登記を申請する場合には、債務者としてA社団の名称を申請情報の内容とすることはできますか。

学生：オ はい、できます。

1 アイ            2 アオ            3 イウ            4 ウエ            5 エオ

第15問 不動産登記の添付情報に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア A株式会社を根抵当権者とする元本確定前の根抵当権の設定の登記がされた甲土地について、A株式会社を吸収分割会社とし、B株式会社を吸収分割承継会社とする会社分割がされ、その旨の登記がされた場合において、会社分割を登記原因とするA株式会社からB株式会社への根抵当権の一部移転の登記を申請するときは、登記原因証明情報として当該会社分割の分割契約書を提出することを要する。

イ 外国に住所を有する日本人であるAが日本国内に所在する甲不動産を売却し、委任による代理人によって売買を登記原因とする所有権の移転の登記を申請する場合において、Aの印鑑に関する証明書を添付情報として提供することができないときは、Aが署名した委任状自体に、外国の公証人が委任事項及びAの署名が真正である旨を証明し、その認証のための印章を押なつしたものを提供することができる。

ウ 未成年者Aの親権者がB及びCである場合において、家庭裁判所がAのために特別代理人Dを選任した上で、A所有の甲不動産がBに売却され、売買を登記原因とするAからBへの所有権の移転の登記を申請するときは、添付情報としてCの印鑑に関する証明書を提出することを要しない。

エ 相続財産の清算人が、被相続人が生前に売却した不動産についてその買主と共同して所有権の移転の登記を申請する場合には、添付情報として家庭裁判所の許可を証する情報を提供することを要しない。

オ 株式会社の登記された支配人が当該株式会社を代理して不動産の登記を申請する場合において、当該株式会社の会社法人等番号を提供したときは、添付情報として支配人の代理権限を証する情報を提供することを要しない。

- 1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

**第16問** 市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した住所を証する情報（これに代わるべき情報を含む。以下「住所を証する情報」という。）に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 甲土地の所有権の登記名義人であるAが死亡し、その相続人がB及びCであったが、その後、Bが死亡し、その相続人がD及びEである場合において、甲土地について相続を原因とするAからB及びCへの所有権の移転の登記を申請するときは、Bの最後の住所を証する情報を提供することを要しない。

イ 官庁又は公署が、自らを登記義務者とし、Aを登記権利者とする所有権の移転の登記を嘱託する場合には、Aの住所を証する情報を提供することを要する。

ウ 判決による所有権の移転の登記を申請する場合には、登記権利者の住所を証する情報を提供することを要しない。

エ A及びBを所有権の登記名義人とする甲土地について、共有物分割を原因とするAからBへのA持分全部の移転の登記を申請する場合には、Bの住所を証する情報を提供することを要しない。

オ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Bを権利者とし、売買予約を原因とする所有権移転請求権保全の仮登記がされている場合において、売買を原因とするBからCへの所有権移転請求権の移転の登記を申請するときは、Cの住所を証する情報を提供することを要しない。

- 1 アイ            2 アエ            3 イオ            4 ウエ            5 ウオ

第17問 登記識別情報の提供に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aが敷地権のない甲区分建物の所有権及びその敷地である乙土地の所有権の共有持分を取得し、それぞれの所有権の登記名義人となった後に、乙土地について敷地権である旨の登記がされた場合において、甲区分建物についてAを登記義務者として売買を原因とする所有権の移転の登記を申請するときは、Aは、甲区分建物の所有権に関する登記識別情報及び乙土地の所有権に関する登記識別情報のいずれも提供しなければならない。

イ Aを所有権の登記名義人とする甲建物がAの居住の用に供する建物である場合において、Aの成年後見人Bが、家庭裁判所の許可を得て甲建物を売却し、甲建物について売買を原因とする所有権の移転の登記を申請するときは、Aに対して通知された登記識別情報を提供しなければならない。

ウ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Bを権利者とする抵当権の設定の仮登記がされている場合において、Bが単独で当該仮登記の抹消を申請するときは、Bに対して通知された登記識別情報を提供しなければならない。

エ Aを抵当権の登記名義人とする甲土地の所有権をAが取得したことにより当該抵当権が混同により消滅した場合において、Aが抵当権の設定の登記の抹消を申請するときは、Aに対して抵当権の設定の登記がされたときに通知された登記識別情報を提供しなければならない。

オ Aが甲区2番及び甲区3番においてそれぞれ2分の1の共有持分を取得し、Aが所有権の登記名義人となった甲土地について、Aが甲区2番で登記された持分のみを目的とする抵当権の設定の登記を申請する場合には、Aに対して甲区2番及び甲区3番の持分の移転の登記がされたときに通知された登記識別情報をいずれも提供しなければならない。

1 アイ            2 アエ            3 イオ            4 ウエ            5 ウオ

**第18問** 農地である甲土地についての登記を申請する場合における農地法所定の許可があったことを証する情報の提供に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 法定相続分に応じてされた相続による所有権の移転の登記がされ、A及びBが所有権の登記名義人となった甲土地について、遺産分割を原因とするAからBへのA持分全部の移転の登記を申請する場合には、農地法所定の許可があったことを証する情報の提供を要する。

イ 甲土地について、AからBへの売買を原因とする所有権の移転の登記がされた場合において、錯誤を原因とする当該登記の抹消を申請するときは、農地法所定の許可があったことを証する情報の提供を要する。

ウ A及びBを所有権の登記名義人とする甲土地について、共有物分割を原因とするAからBへのA持分全部の移転の登記を申請する場合には、農地法所定の許可があったことを証する情報の提供を要する。

エ 電気事業者が高圧電線路を敷設するため甲土地全体に「電線路の障害となる工作物を設置しない」ことを目的とする地役権の設定の登記を申請する場合には、農地法所定の許可があったことを証する情報の提供を要する。

オ 甲土地について「質権者は質物を使用収益できない」旨の定めがない不動産質権の設定の登記を申請する場合には、農地法所定の許可があったことを証する情報の提供を要する。

- 1 アウ            2 アエ            3 イエ            4 イオ            5 ウオ

**第19問** 登記名義人の氏名及び住所についての変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、複数の不動産について申請がされる場合には、当該不動産は、同一登記所の管轄区域内にあるものとする。

ア A及びBが所有権の登記名義人である甲土地の登記記録にA及びBの住所がいずれも「X地」と記録されている場合において、A及びBがいずれも同一の日に「X地」から「Y地」に住所を移転したときは、A及びBは、甲土地に係る所有権の登記名義人の住所の変更の登記を、一の申請情報によって申請することができる。

イ A及びBが所有権の登記名義人である甲土地とAのみが所有権の登記名義人である乙土地の登記記録のいずれにもAの住所が「X地」と記録されている場合において、Aが「X地」から「Y地」に住所を移転したときは、Aは、甲土地及び乙土地に係る所有権の登記名義人の住所の変更の登記を、一の申請情報によって申請することができる。

ウ Aが所有権の登記名義人である甲土地及び乙土地について、甲土地の登記記録にAの住所が「X地」と記録され、乙土地の登記記録にAの住所が「Y地」と記録されている場合において、Aが「X地」から「Y地」に、「Y地」から「Z地」に住所を移転していたときは、Aは、甲土地及び乙土地に係る所有権の登記名義人の住所の変更の登記を、一の申請情報によって申請することができる。

エ 調停調書の正本に基づきAからBへの所有権の移転の登記を申請する場合において、Aの氏名が変更されたことにより当該調停調書の正本に記載されたAの氏名と登記記録上のAの氏名とが異なるときは、氏の変更を証する情報を提供すれば、当該申請をする前提として、Aの氏名の変更の登記を申請する必要はない。

オ 縁組により氏名が変更した場合に申請する登記名義人の氏名の変更の登記の登記原因は、「縁組」である。

- 1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

第20問 所有権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア A及びBを所有権の登記名義人とする甲土地について、Cを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされた後、A B間で甲土地について共有物不分割の合意がされ、A及びBがCの承諾を証する情報を提供しないで共有物不分割の定めを登記を申請した場合には、当該登記は、付記登記によってすることができない。

イ 株主総会の決議により解散した旨の登記がされているA株式会社を所有権の登記名義人とする甲土地について、代表清算人BがA株式会社を代表して清算中に甲土地をCに売却したが、その旨の登記がされないまま、A株式会社の清算終了の登記がされた場合には、Bは、甲土地について、Cと共同して、売買を原因とするA株式会社からCへの所有権の移転の登記を申請することができる。

ウ 負担付き死因贈与契約に基づく所有権の移転の登記の登記原因は、「死因贈与」である。

エ AからBへの譲渡担保を原因とする所有権の移転の登記がされている場合において、A B間の合意によりその譲渡担保契約が解除されたときは、A及びBは、譲渡担保契約解除を原因とするBからAへの所有権の移転の登記を申請することができる。

オ A及びBが所有権の登記名義人である甲土地について、Aが自己の持分をCに贈与した後、B C間の共有物分割の協議によりCが甲土地を単独取得した場合において、B及びCが共有物分割を登記原因とするBからCへのB持分全部の移転の登記を申請するときは、当該申請の前提として、贈与を原因とするAからCへのA持分全部の移転の登記の申請がされなければならない。

- 1 アイ            2 アウ            3 イオ            4 ウエ            5 エオ

**第21問** 所有権の更正の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、贈与を原因とするAからBへの所有権の移転の登記がされた後、当該贈与が無効であったことが判明した場合には、A及びBは、Aを所有権の登記名義人とする所有権の更正の登記を申請することができる。

イ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、AからBへ、BからCへの売買を原因とする所有権の移転の登記が順次された後、BがAから売買でなく贈与により甲土地の所有権を取得したことが判明した場合には、B及びCは、AからBへの所有権の移転の登記の登記原因を贈与とする所有権の更正の登記を申請することができる。

ウ 亡Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aの債権者Bの代位によりAの2人の子C及びDへの相続を原因とする所有権の移転の登記がされた後、CがAに係る相続の放棄をした場合において、Dが甲土地をDの単独所有とする所有権の更正の登記を申請するときは、Bの承諾を証する情報を提供しなければならない。

エ 甲土地について、Aの持分を3分の2とし、Bの持分を3分の1とする所有権の移転の登記がされた後、甲土地を目的としてCを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされた場合において、Aの持分を4分の1とし、Bの持分を4分の3とする所有権の更正の登記の申請をするときは、Cの承諾を証する情報の提供を要しない。

オ 甲土地について、売買を原因とするAからBへの所有権の移転の登記がされている場合において、錯誤を原因としてBの単有名義からB及びCの共有名義とする所有権の更正の登記を申請するときは、Aを登記義務者とすることを要しない。

1 アイ            2 アウ            3 イオ            4 ウエ            5 エオ

**第22問** 甲土地の所有権の登記名義人であるAが死亡した場合において、遺言執行者が指定され、又は選任されたときの甲土地についての登記の手続に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、受遺者は、Aの相続人でない者とし、いずれの遺言書も遺言書保管所に保管されていないものとする。

ア Aが「甲土地をBに遺贈し、遺言執行者としてCを指定する。」旨の自筆証書による遺言をした後、甲土地についてAからDへの売買を原因とする所有権の移転の登記がされたが、錯誤を原因とする当該登記の抹消がされ、その後、Aが死亡した。

この場合には、Cは、当該遺言書を添付情報として提供したときであっても、Bと共同して遺贈を原因とする所有権の移転の登記を申請することができない。

イ Aが「甲土地をBに遺贈する。」旨の遺言をした後、Aが死亡し、家庭裁判所が遺言執行者Cを選任した場合において、Cが、遺言執行者の権限を証する情報としてその審判書を提供し、Bと共同して遺贈を原因とする所有権の移転の登記を申請するときは、Aの死亡を証する情報を提供することを要しない。

ウ Aが「甲土地をBに遺贈し、遺言執行者としてCを指定する。」旨の遺言をしたが、Cについてはその氏名のみが遺言書に記載されていた場合において、Aが死亡し、Cが遺贈を原因とするAからBへの所有権の移転の登記を申請するときは、Cは、当該遺言書に加えて、Cが家庭裁判所により遺言執行者として選任されたことを証する情報を提供することを要する。

エ Aが「甲土地をBに遺贈し、遺言執行者としてCを指定する。」旨の遺言をしたが、Aが死亡した後、甲土地について遺贈を原因とする所有権の移転の登記がされないまま、Cが死亡した場合において、Bが「甲土地をDに遺贈し、遺言執行者としてEを指定する。」旨の遺言をし、その後、Bが死亡したときは、Eは、Aの相続人全員と共同してAからBへの所有権の移転の登記を申請することができる。

オ Aが「甲土地をBに遺贈し、遺言執行者としてCを指定する。」旨の自筆証書による遺言をした場合において、Aが死亡し、CがBと共同して遺贈を原因とする所有権の移転の登記の申請をするときは、遺言執行者の権限を証する情報として家庭裁判所が作成した遺言書の検認調書の謄本を提供することができる。

1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

**第23問** 敷地権付き区分建物又は敷地権である旨の登記がされている土地についての登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、建物の区分所有等に関する法律第22条第1項ただし書の規約はないものとし、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとする。

ア 敷地権が賃借権である敷地権付き区分建物について売買を原因とする所有権の移転の登記を申請する場合には、当該賃借権の設定の登記に賃借権の譲渡を許す旨の定めがないときであっても、当該賃貸借の賃貸人の承諾を証する情報の提供を要しない。

イ Aを表題部所有者とする所有権の登記がない敷地権付き区分建物がAからBへ、BからCへと順次売却された場合には、Cは、当該区分建物について自己を登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができる。

ウ 敷地権が所有権である敷地権の表示の登記がされた区分建物に抵当権の設定の登記がされた場合において、当該抵当権の設定の登記の抹消を申請するときは、当該登記の抹消の登録免許税の額は、1000円である。

エ 敷地権である旨の登記がされた土地について、その登記がされる前に所有権の移転の仮登記がされている場合において、敷地権である旨の登記がされた後に当該仮登記に基づく本登記を申請するときは、その前提として、敷地権である旨の登記が抹消されていなければならない。

オ 元本確定前の根抵当権の設定の登記がされた土地を敷地権の目的として区分建物が属する一棟の建物が新築され、当該土地に敷地権である旨の登記がされた後であっても、当該根抵当権の債務者の変更の登記を申請することができる。

(参考)

建物の区分所有等に関する法律

第22条 敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、区分所有者は、その有する専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2・3 (略)

1 アイ            2 アウ            3 イオ            4 ウエ            5 エオ

第24問 抵当権又は根抵当権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 乙区1番でA及びBを根抵当権者とする元本確定前の根抵当権の設定の登記がされており、乙区1番付記1号でCを転抵当権者とする転抵当権の設定の登記がされている甲土地について、Aが自己の根抵当権の共有者の権利をDに全部譲渡し、その旨の登記を申請する場合には、Cの承諾があったことを証する情報を提供することを要しない。
- イ 甲土地について、乙区1番でAを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされ、乙区1番付記1号でBを転抵当権者とする転抵当権の設定の登記がされ、乙区1番付記2号でCを転抵当権者とする転抵当権の設定の登記がされている場合には、B及びCは、Bの転抵当権の順位及びCの転抵当権の順位を同順位とする変更の登記をすることができる。
- ウ A株式会社を所有権の登記名義人とする甲土地にBを根抵当権者とする根抵当権の設定の登記がされている場合において、A株式会社が破産手続開始の決定を受けた後、Bが当該根抵当権の被担保債権を譲渡したときは、Bは、当該根抵当権について元本の確定の登記を申請することなく、債権譲渡を登記原因とする根抵当権の移転の登記を申請することができる。
- エ 連帯債務者A、B及びCに対する債権を被担保債権とする抵当権の設定の登記がされている場合において、Aに対する債権のみが第三者Dに譲渡されたことにより当該抵当権の一部移転の登記を申請するときの登記原因は、「債権譲渡（連帯債務者Aに係る債権）」である。
- オ A及びBを所有権の登記名義人とする甲土地にCを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされている場合において、CがAの持分を目的とする抵当権を放棄したことにより当該抵当権をB持分の抵当権とする変更の登記を申請するときは、A及びBを登記権利者とし、Cを登記義務者としなければならない。

- 1 アイ            2 アエ            3 イウ            4 ウオ            5 エオ

第25問 次のアからオまでの記述のうち、電子情報処理組織を使用する方法と書面による方法のいずれによっても行うことができるものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、不動産登記令附則第5条に規定する添付情報の提供方法に関する特例（特例方式）については、考慮しないものとする。

ア 書面を交付する方法により通知を受けた登記識別情報の失効の申出

イ 書面を提出する方法により登記の申請をした場合の申請書及びその添付書面の受領証の交付の請求

ウ 電子情報処理組織を使用する方法により登記の申請をした場合の当該申請の却下決定の通知

エ 日本の国籍を有しない所有権の登記名義人が登記官に対してするローマ字氏名併記の申出

オ 法定相続情報一覧図の保管及びその写しの交付の申出

1 アイ            2 アエ            3 イオ            4 ウエ            5 ウオ

**第26問** 仮登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aを所有権の登記名義人とする甲不動産について、Bを権利者とする抵当権の設定の仮登記及びCを賃借権者とする賃借権の設定の登記が順次されている場合において、BがAと共同して当該仮登記に基づく本登記を申請するときは、Cの承諾を証する情報を提供しなければならない。

イ Aを所有権の登記名義人とする甲不動産について、Bを権利者とする所有権移転請求権の保全の仮登記がされた後、売買を原因とするBからCへの当該所有権移転請求権の移転の登記がされている場合において、AがCと共同して当該仮登記及び当該所有権移転請求権の移転の登記の抹消を申請するときは、Bの承諾を証する情報の提供を要しない。

ウ Aを所有権の登記名義人とする甲不動産について、AからBへの所有権の移転の仮登記がされた後、売買を原因とするAからCへの所有権の移転の登記がされた場合には、Cは、Bの承諾を証する情報を提供して、単独で、当該仮登記の抹消を申請することができる。

エ Aを所有権の登記名義人とする甲不動産について、AからBへの所有権の移転の仮登記がされた後に、AからCへ、CからDへの所有権の移転の登記が順次された場合において、BがAと共同して当該仮登記に基づく本登記を申請するときは、C及びDの承諾を証する情報をいずれも提供しなければならない。

オ Aを所有権の登記名義人とする甲不動産について、AからBへの所有権の移転の仮登記がされた後に、当該仮登記を対象としてCを債権者とする処分禁止の登記がされている場合において、BがAと共同して当該仮登記に基づく本登記を申請するときは、Cの承諾を証する情報を提供しなければならない。

- 1 アイ            2 アエ            3 イウ            4 ウオ            5 エオ

第27問 登録免許税に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとする。

ア 抵当権者が死亡した場合に申請する相続を原因とする抵当権の移転の登記の登録免許税の額は、債権金額に1000分の1を乗じた額である。

イ 死因贈与を原因とする所有権の移転の登記の登録免許税の額は、不動産の価額に1000分の4を乗じた額である。

ウ Aを所有権の登記名義人とする甲土地にBを賃借権者とする賃借権の設定の登記がされている場合において、AがBに甲土地を売却したときに申請する売買を原因とする所有権の移転の登記の登録免許税の額は、不動産の価額に1000分の20を乗じた額である。

エ A及びBを所有権の登記名義人とする甲土地にCを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされている場合において、CがAの持分を目的とする抵当権を放棄したときに申請する抵当権の目的をB持分のみとする抵当権の変更の登記の登録免許税の額は、1000円である。

オ 地上権の設定の登記の登録免許税の額は、不動産の価額に1000分の4を乗じた額である。

1 アエ            2 アオ            3 イウ            4 イオ            5 ウエ

第28問から第35問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。

**第28問** 商業登記における証明書に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 何人も、手数料を納付して、登記所に提出された印鑑の証明書の交付を請求することができる。
- イ 閉鎖事項証明書の記載事項となる閉鎖した登記記録の保存期間は、閉鎖した日から30年間である。
- ウ 履歴事項証明書には、現在事項証明書に記載される事項のほか、当該履歴事項証明書の交付の請求があった日の3年前の日から請求日までの間に抹消する記号を記録された登記事項及びその間に登記された事項で現に効力を有しないものが記載される。
- エ 現在事項証明書には、会社の商号及び本店の登記の変更に係る事項で現に効力を有するものの直前のものも記載される。
- オ 登記事項証明書には、現在事項証明書、履歴事項証明書、閉鎖事項証明書、代表者事項証明書の4種類がある。

- 1 アイ            2 アエ            3 イウ            4 ウオ            5 エオ

**第29問** 株式会社の設立の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 株式会社の設立が募集設立である場合の設立の登記において、商業登記簿の新株予約権区に記録される事項を登記することはできない。

イ 株式会社の設立が発起設立であり、発行可能株式総数が公証人の認証を受けた定款で定められている場合において、会社の成立前に発行可能株式総数を変更したときは、設立の登記の申請書には、当該変更後に改めて公証人の認証を受けた定款を添付しなければならない。

ウ 株式会社の設立が募集設立であり、設立しようとする会社が指名委員会等設置会社でない取締役会設置会社である場合には、発起人の議決権の過半数をもって設立時代表取締役を選定したことを証する書面を添付して、設立の登記を申請することはできない。

エ 株式会社の設立が発起設立であり、設立しようとする会社が取締役会設置会社である場合において、当該設立に際して支店の設置をするときは、設立の登記の申請書には、支店の具体的な所在場所の決定につき設立時取締役の過半数の一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

オ 株式会社の設立が発起設立である場合の設立の登記の申請書には、出資の目的である金銭の払込みがあったことを証する書面として、設立時代表取締役が作成した出資金領収書を添付することができる。

1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

**第30問** 株式の譲渡制限に関する規定の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 株式の譲渡制限に関する規定として「当会社の株式を譲渡により取得するには取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には取締役会が承認をしたものとみなす。」と定款に定めて登記している会社が、当該規定中ただし書を削除する旨の定款の変更をした場合において、現に株券を発行しているときは、株式の譲渡制限に関する規定の変更の登記の申請書には、株券提供公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

イ 株式の譲渡制限に関する規定として「当会社の株式を譲渡により取得するには取締役会の承認を受けなければならない。」と定款に定めて登記している会社が、「ただし、当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には取締役会が承認をしたものとみなす。」とのただし書を追加する旨の定款の変更をした場合には、株式の譲渡制限に関する規定の変更の登記の申請書には、当該定款の変更が、株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上であって、当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決された旨の株主総会の議事録を添付しなければならない。

ウ 株式の譲渡制限に関する規定として「当会社の株式を譲渡により取得するには当会社の承認を受けなければならない。」と定款に定めて登記することはできない。

エ 取締役会設置会社でない会社において、株式の譲渡制限に関する規定として「当会社の株式を譲渡により取得するには取締役の過半数の承認を受けなければならない。」と定款に定めて登記することができる。

オ 会社法上の公開会社でない監査役会設置会社が株式の譲渡制限に関する規定を廃止する旨の定款の変更をした場合には、役員任期満了による退任の登記をもしなければならない。

- 1 アウ            2 アエ            3 イウ            4 イオ            5 エオ

**第31問** 新株予約権の登記等に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 登記すべき事項として、新株予約権の行使期間の初日を特定の日として定め、末日を定めずに無期限として、募集新株予約権の発行による変更の登記を申請することができる。
- イ 取締役会設置会社でない会社が自己新株予約権の消却を行う場合には、新株予約権の消却による変更の登記の申請書には、当該自己新株予約権の消却の決議をした株主総会の議事録を添付しなければならない。
- ウ 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めた場合において、当該払込みの期日が割当日より後の日であるときは、当該払込みの期日を登記すべき事項である新株予約権の発行年月日として、募集新株予約権の発行による変更の登記を申請しなければならない。
- エ 募集新株予約権の募集事項として、金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際してする出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額を登記すべき事項として、募集新株予約権の発行による変更の登記を申請しなければならない。
- オ 吸収合併消滅株式会社が新株予約権について新株予約権証券を発行している場合には、吸収合併存続会社についての吸収合併による変更の登記の申請書には、当該吸収合併消滅株式会社に対し当該新株予約権証券を提出しなければならない旨を公告したことを証する書面を添付しなければならない。

- 1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

**第32問** 会社法上の公開会社でない株式会社の取締役又は代表取締役の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 取締役の員数が定款により定められている場合には、取締役の辞任による変更の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

イ 取締役会設置会社でない会社において、定款の定めに基づく取締役の互選によって選定された代表取締役が辞任した場合には、代表取締役の辞任による変更の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

ウ 取締役が株主総会の目的である事項として取締役の選任について提案し、当該提案につき株主の全員が同意したことによって、株主総会の決議があったとみなされた場合には、取締役の就任による変更の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

エ 取締役会設置会社において、株主総会の決議によって代表取締役を選定することができる旨の定款の定めに基づいて代表取締役を選定した場合には、代表取締役の就任による変更の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

オ 取締役会設置会社でない会社において、定款に定められた代表取締役が辞任した場合には、代表取締役の辞任による変更の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

**第33問** 合同会社の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 合同会社が株式交換完全親会社となる株式交換による変更の登記の申請をすることができる。

イ 合同会社の業務執行社員が総社員の同意により退社した場合には、当該業務執行社員の業務執行権喪失の登記の申請をしなければならない。

ウ 合名会社の種類変更による合同会社の設立の登記の申請書には、出資に係る払込み又は給付があったことを証する書面を添付しなければならない。

エ 合同会社の組織変更による株式会社の設立の登記の申請書には、登録免許税法施行規則第12条第4項の規定に関する証明書を添付しなければならない。

オ 合同会社の業務を執行する社員の業務執行権の消滅の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該会社の本店の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

- 1 アイ            2 アオ            3 イエ            4 ウエ            5 ウオ

**第34問** 次の対話は、組織再編の登記に関する司法書士と補助者との対話である。司法書士の質問に対する次のアからオまでの補助者の解答のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

司法書士：今日は組織再編の登記について確認します。まず、株式交付をした株式交付親会社及び株式交付子会社がいずれも取締役会設置会社である場合において、株式交付計画書に記載された株式交付の効力発生日に変更があったときは、株式交付親会社についての株式交付による変更の登記の申請書には、当該効力発生日の変更に関してどのような添付書面が必要になりますか。

補助者：ア 当該効力発生日の変更を決議した株式交付親会社及び株式交付子会社の取締役会議事録を添付する必要があります。

司法書士：次に、株式移転をする場合に、株式移転完全子会社について登記を申請する必要があるのはどのような場合ですか。

補助者：イ 株式移転設立完全親会社が、株式移転完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代えて当該株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付した場合には、株式移転完全子会社について株式移転による新株予約権の変更の登記を申請する必要があります。

司法書士：株式交換をした場合に、株式交換完全親会社についての株式交換による変更の登記の申請書に、債権者保護手続を行ったことを証する書面を添付する必要があるのはどのような場合ですか。

補助者：ウ 株式交換の対価として株式交換完全親会社の株式以外の財産を交付する場合と、株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の新株予約権付社債権者に対して新株予約権を交付し株式交換完全子会社の社債に係る債務を承継する場合です。

司法書士：合資会社が組織変更をした場合に、組織変更による株式会社の設立の登記の申請書には、資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面を添付する必要はありますか。

補助者：エ 必要はありません。

司法書士：最後に、新設分割による設立の登記と同時に、新設分割設立会社が新設分割会社の債務を弁済する責任を負わない旨の商号の譲渡人の債務に関する免責の登記を申請する場合には、登録免許税はどのように計算しますか。

補助者：オ それぞれの登記に係る登録免許税額を合計します。

1 アイ            2 アエ            3 イウ            4 ウオ            5 エオ

**第35問** 一般社団法人の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 公告方法を電子公告としたときは、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法を登記することはできない。

イ 理事会の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を理事会に出席した代表理事とする旨の定款の定めがある場合において、代表理事を選定する理事会に出席した代表権を有しない理事が当該理事会の議事録に署名又は押印していないときは、代表理事の変更の登記の申請書には、当該定款を添付しなければならない。

ウ 名称変更の登記の申請をする場合には、当該名称変更が、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって可決された社員総会の議事録を添付しなければならない。

エ 設立の登記の申請書に添付する公証人の認証を受けた定款には、2人以上の設立時社員の氏名又は名称及び住所が記載されていなければならない。

オ 最終事業年度に係る貸借対照表に計上した基金の額が5億円以上の一般社団法人は、会計監査人設置の定めの設定及び会計監査人の就任の登記を申請しなければならない。

1 アイ            2 アエ            3 イウ            4 ウオ            5 エオ

**第36問** 以下の**設例 1** 及び**設例 2** に基づき、後記の問 1 から問 3 までに答えなさい。ただし、**設例 1** 及び**設例 2** は、相互に関連性がない独立した事例とする。

**設例 1** 令和 7 年 6 月 8 日、司法書士榛名恵は、別紙 1 の登記がされている土地（以下「甲土地」という。）について関係当事者全員から相談を受け、別紙 2 及び別紙 3 に記載された内容の事実を聴取した。そして、同年 7 月 4 日、司法書士榛名恵は、甲土地の登記申請手続に必要な全ての書類を受領した上で、登記原因証明情報を起案し、関係当事者全員から登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。同日、司法書士榛名恵は、甲土地について必要な登記の申請を**書面申請による方法**で行った。

問 1 令和 7 年 6 月 8 日、司法書士榛名恵が甲土地の関係当事者全員に登記の申請の必要書類について説明をしたところ、A は、甲土地の所有権の移転の登記の登記済証（平成 7 年 4 月 27 日前橋地方法務局太田支局受付第 18895 号登記済証）を紛失しており、甲土地についての登記の申請（別紙 3 の 4 参照）に当該登記済証を添付することができないことがわかった。その際、A は、司法書士榛名恵に対し、別紙 4 に記載された内容の説明を行った。この A の説明（別紙 4）のうち、**下線部①から③までの各説明のうち誤っているものが 1 つある**。それを番号で指摘し、正しい説明を第 36 問答案用紙の第 1 欄に記載しなさい。

問 2 設例 1 に基づき司法書士榛名恵が甲土地について令和 7 年 7 月 4 日に申請した**登記**の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される情報及び申請人（以下「申請事項等」という。問 3 において同じ。）、添付情報並びに登録免許税額を、司法書士榛名恵が申請した登記の順に従って、第 36 問答案用紙の第 2 欄(1)から(3)までの各欄に記載しなさい。

**設例 2** 令和 7 年 7 月 4 日、司法書士榛名恵は、別紙 5 - 1 の登記がされている土地（以下「乙土地」という。）及び別紙 5 - 2 の登記がされている建物（以下「丙建物」という。）について Y 及び株式会社空から相談を受け、別紙 6 から別紙 10 までに記載された内容の事実を聴取した。そして、同日、司法書士榛名恵は、乙土地及び丙建物の登記申請手続に必要な全ての書類を受領した上で、登記原因証明情報を起案し、関係当事者全員から登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。同日、司法書士榛名恵は、乙土地及び丙建物について必要な登記の申請を**書面申請による方法**で行った。

問3 設例2に基づき司法書士榛名恵が乙土地について令和7年7月4日に申請した登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、申請事項等、添付情報及び登録免許税額を、司法書士榛名恵が申請した登記の順に従って、第36問答案用紙の第3欄(1)から(3)までの各欄に記載しなさい。

なお、解答を記載するに当たっては、乙土地についてのみ解答し、丙建物については解答しないこと。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 登記申請に当たって法律上必要な手続は、申請日までに全てされているものとし、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、各申請日までに、それぞれ当該第三者の許可、同意又は承諾を得ているものとする。また、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を要する場合には、各申請日までに、当該第三者の承諾を得ているものとする。
- 2 各設例及び別紙は、別紙4のAが司法書士榛名恵に説明した内容を除き全て真実に合致しており、また、これらに基づく行為や司法書士榛名恵の説明内容は、全て適法である。
- 3 本件の関係当事者間には、各設例及び別紙に記載されている権利義務以外には、実体上の権利義務関係は存在しない。
- 4 司法書士榛名恵は、いずれの登記の申請も書面を提出する方法により行ったものとし、また、いずれの登記の申請においても、判決による登記申請及び債権者代位による登記申請を行っていない。
- 5 同日付けで複数の登記を申請する場合には、次の要領で登記を申請するものとする。
  - (1) 権利部（甲区）又は権利部（乙区）の別を問わず、登記原因の日付の早いものから登記を申請する。
  - (2) 登記原因の日付が同日のものがある場合は、登録免許税の多いものから先に登記を申請する。
  - (3) 複数の不動産について一括して申請することができる場合は1件で申請することとし、申請件数及び登録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請する。
- 6 第36問答案用紙の第2欄及び第3欄の申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
  - (1) 「上記以外の申請事項等」欄には、登記記録の「権利者その他の事項」のうち

登記原因及びその日付を除いた情報並びに申請人を記載する。

- (2) 申請人について、「権利者」、「義務者」、「申請人」、「所有者」、「抵当権者」、「(被承継者)」等の表示も記載する。
  - (3) 申請人について、住所又は本店所在地は、記載することを要しない。また、会社法人等番号を有する法人について、代表機関の資格及び氏名並びに会社法人等番号は、記載することを要しない。
  - (4) 登記権利者及び登記義務者が共同して権利に関する登記の申請をする場合その他の法令の規定により登記の申請をする場合において、申請人が登記識別情報又は登記済証を提供することができないときは、当該登記識別情報又は登記済証を提供することができない理由を記載する。ただし、平成7年4月27日前橋地方務局太田支局受付の第18895号登記済証については、記載することを要しない。
  - (5) 申請人が法令に掲げる者のいずれであるかを申請情報の内容とすべきときは、「民法423条1項」の振り合いで、当該法令を記載する。
- 7 第36問答案用紙の第2欄及び第3欄の添付情報欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
- (1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからツまで）を記載する。
  - (2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからツまで）を記載する。
  - (3) 後記【添付情報一覧】のアからツまでに掲げられた情報以外の情報（登記の申請に関する委任状等）は、記載することを要しない。
  - (4) 後記【添付情報一覧】のコを記載するときは、コの記号に続けて、コの括弧書きの「(何某が何土地の何区何番で通知を受けたもの)」に通知を受けた者、通知を受けた不動産及びその順位番号を補い、「コ（Aが甲土地の甲区1番で通知を受けたもの）」の要領で記載する。
  - (5) 後記【添付情報一覧】のサ、シ、チ又はツのいずれかあるいは複数を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、サ、シ、チ又はツの括弧書きの「(何某のもの)」に氏名を補い、「サ（Aのもの）」の要領で記載する。また、Aの住民票の写しには、別紙3の2のAの住所が変更された事実が記載されているものとする。
  - (6) サの印鑑に関する証明書は、登記名義人となる者の住所を証する情報としては

使用しないものとする。

- (7) 後記【添付情報一覧】に掲げられた添付情報のうち、発行日、作成日等の日付が明示されておらず、かつ、登記の申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内であるものとする。
- (8) 第2欄の添付情報欄に、平成7年4月27日前橋地方法務局太田支局受付の第18895号登記済証又はそれに代わる本人確認情報等については、記載することを要しない。
- 8 第36問答案用紙の第2欄、第3欄の各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。
- 9 申請できる登記は全て申請するものとし、申請すべき登記がない場合には、第36問答案用紙の第2欄及び第3欄の**登記の目的欄**に「登記不要」と記載すること。
- 10 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙には記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め登記の申請に必要な添付情報は、いずれも、法律上適式に作成されているものとする。
- 11 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 12 登録免許税が免除され、又は軽減される場合には、その根拠となる法令の条項を登録免許税額欄に登録免許税額（非課税である場合は、その旨）とともに記載する。なお、登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免規定の適用はないものとする。
- 13 第36問答案用紙の**各欄に記載する文字は字画を明確にし**、訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することを要しない。

## 【添付情報一覧】

- ア 登記原因証明情報（別紙3の4に基づき司法書士榛名恵が作成し、関係当事者全員が記名押印したもの）
- イ 登記原因証明情報（別紙7並びに別紙10の1及び2に基づき賃借権の売買を対象として司法書士榛名恵が作成し、関係当事者全員が記名押印したもの）
- ウ 弁済証書（別紙6）
- エ 登記原因証明情報（別紙8）
- オ 登記済証（平成16年3月9日前橋地方法務局太田支局受付第12234号のもの）
- カ 登記識別情報（平成30年3月26日前橋地方法務局太田支局受付第13444号のもの）
- キ 登記識別情報（令和2年8月3日前橋地方法務局受付第20296号のもの）
- ク 登記識別情報（令和2年8月3日前橋地方法務局受付第20297号のもの）
- ケ 登記識別情報（令和2年8月11日前橋地方法務局受付第20499号のもの）
- コ 登記識別情報（何某が何土地の何区何番で通知を受けたもの）
- サ 印鑑に関する証明書（何某のもの）
- シ 住民票の写し（何某のもの）
- ス 株式会社みずさわ銀行の会社法人等番号
- セ 株式会社空の会社法人等番号
- ソ Bの法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書、戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、住民票の除票及びEの相続放棄申述受理証明書
- タ 別紙3の4において申請した農地法第3条の許可書
- チ 登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書（何某のもの）
- ツ 登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書（何某のもの）

別紙1 甲土地の登記事項証明書（抜粋）

表題部（土地の表示）		調製	【略】	不動産番号	【略】
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	太田市太田			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1381番1	畑	480		余白	

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成7年4月27日 第18895号	原因 平成6年7月16日相続 所有者 太田市太田1333番地5 A
2	所有権一部移転	平成16年3月9日 第12234号	原因 平成16年3月9日贈与 共有者 太田市太田1333番地5 持分2分の1 B
3	条件付共有者全員持 分全部移転仮登記	平成30年3月26日 第13444号	原因 平成30年3月26日売買（条件 農地法第 3条の許可） 権利者 太田市宝町227番地3 C
	余白	余白	余白

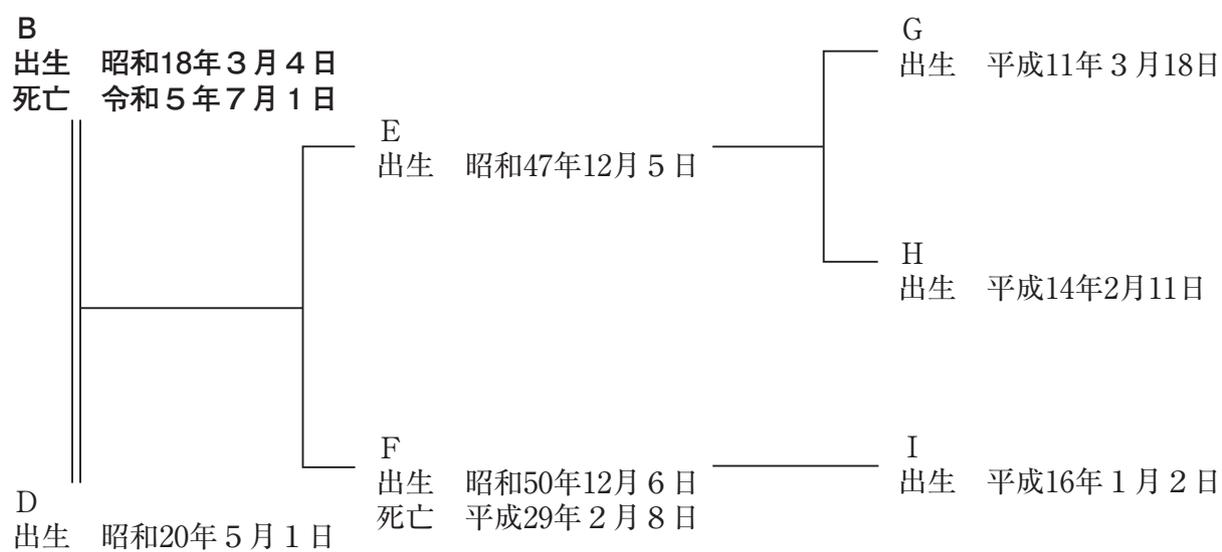
これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年6月6日

前橋地方法務局太田支局

登記官 山本省吾 印

別紙2 Bの親族関係図



注：二重線は婚姻関係を示しており、一本線は親子関係を示している。

別紙3 令和7年6月8日に司法書士榛名恵が当事者から聴取した内容

- 1 売主A及びBと買主Cは、平成30年3月26日、甲土地につき、農地法第3条の許可を条件に売買契約を締結して仮登記を申請することに合意しましたので、別紙1のと通りの登記がされています。
- 2 Aは、令和2年8月8日に住所を太田市太田1333番地5から高崎市栄町9番地1に移転しました。
- 3 Bは、令和5年7月1日に死亡しました。Bの親族関係は別紙2のとおりです。なお、Eは同年8月24日に前橋家庭裁判所太田支部にBに係る相続の放棄をする旨の申述をし、同年9月12日にその申述が受理されています。
- 4 令和7年4月25日、関係当事者全員は、太田市農業委員会に対し、甲土地について農地法第3条の許可を申請し、同年6月3日、各関係当事者に許可書が到達しました。そこで、甲土地の仮登記を本登記にしたいので、必要な登記の申請をお願いします。
- 5 なお、令和7年6月8日現在の甲土地の課税標準の額は200万円です。

#### 別紙4 Aが司法書士榛名恵に説明した内容

私は甲土地の登記済証を紛失してしまいましたので、甲土地の所有権の移転の登記を申請する際に必要となる登記済証を添付することができません。そこで、私は、登記済証を紛失した場合の登記の申請方法を自分で調べたのですが、これに誤りはありませんか。

「登記済証を添付せずに、甲土地の所有権の移転の登記の申請（以下「本件申請」という。）をしたときは、登記官から私に対して事前通知がされることとなります。①また、事前通知がされるのみならず、私の前の住所である太田市太田1333番地5に宛てて、本件申請があった旨の通知もされることとなります。②私が、事前通知が発送された日から2週間以内に本件申請の内容が真実である旨の申出をしなかった場合には、本件申請は、却下されます。

ただし、登記官が、登記の申請の代理を業とする資格者から私の本人確認情報の提供を受け、その本人確認情報の内容を相当と認めるときは、事前通知がされません。

最後に、本件申請を司法書士が代理申請する場合において、その代理権限を証する情報について、公証人から私が本件申請の登記義務者であることを確認するために必要な認証がされ、かつ、登記官がその内容を相当と認めるときも、事前通知がされません。③ただし、登記官がその内容を相当と認めない場合には、本件申請は、直ちに却下されます。」

別紙5-1 乙土地の登記事項証明書（抜粋）

表題部（土地の表示）		調製	【略】	不動産番号	【略】
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	前橋市大手町一丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
26番12	宅地	145	55	余白	

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成7年4月27日 第18895号	原因 平成6年7月16日相続 所有者 前橋市大手町二丁目1番1号 X

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	賃借権設定	令和2年8月3日 第20296号	原因 令和2年8月3日設定 目的 建物所有 賃料 1月2万4,000円 支払時期 毎月末日 存続期間 令和2年8月3日から50年 敷金 金760万円 特約 借地借家法第22条第1項の特約 賃借権者 前橋市大手町一丁目26番12号 Y
付記1号	2番抵当権設定	令和2年8月3日 第20297号	原因 令和2年8月3日賃貸借契約の敷金返還 請求権同日設定 債権額 金760万円 損害金 年14% 債務者 前橋市大手町二丁目1番1号 X 抵当権者 前橋市大手町一丁目26番12号 Y
	2番抵当権の債権質入	令和2年8月11日 第20499号	原因 令和2年8月3日金銭消費貸借令和2年 8月11日設定 債権額 金760万円 利息 年3・5% 損害金 年14% 債務者 前橋市大手町一丁目26番12号 Y 質権者 渋川市石原100番地 株式会社渋川銀行

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和7年7月1日

前橋地方法務局

登記官 紅 山 美 怜 印

別紙5-2 丙建物の登記事項証明書（抜粋）

表題部（主である建物の表示）	調製	【略】	不動産番号	【略】
所在図番号	余白			
所 在	前橋市大手町一丁目 26番地12		余白	
家屋番号	26番12		余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床面積	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造スレート ぶき2階建	1階 52 99 2階 52 99	令和2年10月10日新築 〔令和2年10月17日〕	
所有者	前橋市大手町一丁目26番12号 Y			

権 利 部 （ 甲 区 ） （ 所 有 権 に 関 す る 事 項 ）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	令和2年10月28日 第21885号	所有者 前橋市大手町一丁目26番12号 Y

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年7月1日

前橋地方法務局

登記官 紅 山 美 怜 印

弁済証書

Y 殿

令和7年6月30日

渋川市石原100番地  
株式会社みずさわ銀行  
代表取締役 M ⑩

令和2年8月11日付け質権設定契約により、次の不動産に設定した質権（令和2年8月11日前橋地方法務局受付第20499号登記済）は、本日、被担保債権の全額の弁済を受け、消滅しました。

不動産の表示

前橋市大手町一丁目26番12 の土地

別紙7 売買契約書

売買契約書

令和7年7月1日

売主 前橋市大手町一丁目26番12号

Y ⑩

買主 前橋市大手町二丁目3番1号

株式会社空

代表取締役 Z ⑩

(売買契約)

第1条 売主は、買主に対し、定期借地権付の下記建物を金1,200万円で売り渡し、本日、買主はこれを買受けた。

(代金の支払)

第2条 買主は、売主に対し、令和7年7月4日限り、上記売買代金を支払う。

2 本件定期借地権付建物の所有権及び定期借地権は、買主が上記売買代金を支払い、売主がこれを受領した時に、売主から買主に移転する。

(所有権移転登記等)

第3条 本契約による本件建物の所有権の移転の登記及び定期借地権の移転の登記の手続は、上記売買代金の支払後、直ちに行う。

(敷金)

第4条 買主は第2条の売買代金の支払と同時に、売主のXに対する敷金返還請求権を譲り受け、売主に対し売買代金のほか金760万円を支払う。

2 買主と売主は、前項の代金の支払後、直ちに必要な登記手続を行う。

【中略】

不動産の表示

前橋市大手町一丁目26番地12

家屋番号 26番12 の建物

借地権の表示

前橋市大手町一丁目26番12 の土地

当欄には、令和2年8月3日にXとYが設定した定期借地権の必要事項が記載されているものとする。

登記原因証明情報

1 登記申請情報の要項

- (1) 登記の目的 【略】  
(2) 登記の原因 【略】  
(3) 当事者 【略】  
(4) 不動産の表示 所 在 前橋市大手町一丁目  
地 番 26番12  
地 目 宅地  
地 積 145.55㎡

2 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 令和7年7月4日、Yは、株式会社空に対し、以下の抵当権の表示に掲げる抵当権の被担保債権である敷金返還請求権の全部を譲渡し、株式会社空は、これを譲り受けた。  
(2) 同日、Xは、上記(1)の債権譲渡を承諾した。  
(3) よって、同日、下記抵当権は、Yから株式会社空に移転した。

抵当権の表示

令和2年8月3日前橋地方法務局受付第20297号登記済の抵当権

令和7年7月4日

前橋地方法務局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

譲渡人 前橋市大手町一丁目26番12号  
Y (印)

譲受人 前橋市大手町二丁目3番1号  
株式会社空  
代表取締役 Z (印)

別紙 9 - 1 株式会社空の履歴事項証明書（抜粋）

会社法人等番号	【省略】
商号	株式会社空
本店	群馬県前橋市大手町二丁目3番1号
会社成立の年月日	令和7年5月12日
役員に関する事項	取締役 Y
	取締役 Z
	群馬県前橋市大手町二丁目3番1号 代表取締役 Z
登記記録に関する事項	設立  令和7年5月12日登記

別紙 9 - 2 株式会社みずさわ銀行の履歴事項証明書（抜粋）

会社法人等番号	【省略】
商号	株式会社渋川銀行
	株式会社みずさわ銀行 令和6年10月31日変更 令和6年11月5日登記
本店	群馬県渋川市石原100番地
役員に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 代表取締役 M
	令和6年10月31日重任 令和6年11月5日登記
吸収合併	令和6年10月31日群馬県渋川市伊香保町水沢800番地株式会社みずさわ銀行を合併  令和6年11月5日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社

別紙10 令和7年7月4日に司法書士榛名恵が当事者から聴取した内容

- 1 株式会社空は、丙建物をグループホームとして利用するため、Yから丙建物を買い受けることとしました。株式会社空とYとの間で締結された売買契約の内容は、別紙7のとおりです。
- 2 本日、株式会社空は、別紙7の売買契約に基づき、Yに対して売買代金全額及び760万円を支払い、Yから領収書を受け取りました。
- 3 Yは、令和7年6月30日、株式会社みずさわ銀行の借入金全額を既に返済していますので、株式会社みずさわ銀行から別紙6の弁済証書のほか、登記に必要な一切の書類を受け取っています。
- 4 株式会社空の登記事項は、別紙9-1のとおりであり、本日までにその登記事項に変更はありません。
- 5 令和7年7月4日現在の乙土地の課税標準の額は、1600万円です。

**第37問** 司法書士大谷夏希は、令和7年4月3日に事務所を訪れた株式会社SMILEの代表者から、別紙1から別紙7までの書面のほか、登記申請に必要な書面の提示を受けて確認を行い、別紙11のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士大谷夏希は、株式会社SMILEの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士大谷夏希は、同年6月30日に事務所を訪れた株式会社SMILEの代表者から、同年4月3日に提示を受けた書面に加え、別紙8から別紙10までの書面のほか、登記申請に必要な書面の提示を受けて確認を行い、別紙12のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士大谷夏希は、株式会社SMILEの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士大谷夏希は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書面の交付を受け、管轄登記所に対し、同年4月4日及び同年7月1日にそれぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1から問5までに答えなさい。

問1 令和7年4月4日に司法書士大谷夏希が申請した登記のうち、当該登記の申請書に記載すべき**登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数**を第37問答案用紙の第1欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問2 令和7年4月4日に司法書士大谷夏希が申請した登記に関し、司法書士大谷夏希が別紙1から別紙7までの書面及び別紙11のとおり事情を聴取した内容のうち、**登記することができない事項（法令上登記すべき事項とされていない事項を除く。）及びその理由**を第37問答案用紙の第2欄に記載しなさい。

問3 令和7年7月1日に司法書士大谷夏希が申請した登記のうち、当該登記の申請書に記載すべき**登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数**を第37問答案用紙の第3欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問4 令和7年7月1日に司法書士大谷夏希が申請した登記に関し、司法書士大谷夏希が別紙8から別紙10までの書面及び別紙12のとおり事情を聴取した内容のうち、**登記することができない事項（法令上登記すべき事項とされていない事項を除く。）**を第37問答案用紙の第4欄に記載しなさい。

また、当該登記することができない事項の効力を生じさせるためには、同年6月24日開催の株式会社SMILEの定時株主総会において、どのような議案を決議すべきであったか。その**決議すべきであった議案**を第37問答案用紙の第4欄に記載しなさい。複数の方法が考えられる場合には、その全てを記載しなさい。

問5 司法書士大谷夏希は、令和7年7月1日に申請した登記が完了した後、同月10日に、株式会社SMILEの代表者に登記が完了した旨を報告したところ、株式会社SMILEの代表者から、同年11月22日にDとMが婚姻の届出をし、DがMの氏を称する予定であること、同日にDもMも新居に転居する予定であることを聴取した。

司法書士大谷夏希は、聴取した内容を前提に、法令遵守の観点も踏まえ、株式会社SMILEの代表者に対し、株式会社SMILEに係る登記に関して今後必要となり得る手続について説明することとした。司法書士大谷夏希が**説明すべき事項**を第37問答案用紙の第5欄に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調べられており、別段の記載がない限り、所要の記名・押印がされている。
- 2 被選任者及び被選定者の就任承諾は、選任され、又は選定された日に適法に得られ、その旨の書面が被選任者及び被選定者ごとに調べられている。
- 3 別紙中、(略)又は(以下略)と記載されている部分及び記載が省略されている部分には、いずれも有効な記載があるものとする。
- 4 AからMまでの記号(I及びLの記号を除く。)で表示されている者は、いずれも自然人であって、同じ記号の者が各々同一人物である。
- 5 株式会社SMILEの定款には、別紙1から別紙12までに現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは存しない。
- 6 株式会社SMILEは、設立以来、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上となったことはない。

- 7 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出は、適式にされている。
- 8 別紙1から別紙12までに現れる株式会社SMILE以外の全ての法人の本店又は主たる事務所の所在地は、株式会社SMILEの本店の所在地の管轄登記所の管轄と異なる。
- 9 第37問答案用紙の第1欄及び第3欄の【添付書面の名称及び通数】についての解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
  - (1) 会社法人等番号を記載することによる登記事項証明書の添付の省略はしない。
  - (2) 種類株主総会議事録を記載する場合には、どの種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の議事録かが明らかになるようにし、次の例に従って「」内に表示された方法により記載することができる。

例 X種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会議事録を記載する場合  
「(X種類)議事録」
  - (3) 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト)を記載する場合には、株主リストと記載することができ、各議案を通じて記載する各株主についての内容が変わらないときは、その通数は開催された株主総会ごとに1通を添付する。
  - (4) 他の書面を援用することができる場合であっても、これを援用しない。
- 10 代表取締役等住所非表示措置については、考慮しないものとする。
- 11 租税特別措置法等の特例法による登録免許税の減免規定の適用はないものとする。
- 12 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 13 登記申請の懈怠については、考慮しないものとする。
- 14 第37問答案用紙の各欄に記載する文字は字画を明確にし、訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

## 別紙1

## 【令和7年4月3日現在の株式会社SMILEの登記記録の抜粋】

商号	株式会社SMILE
本店	横浜市南区山ゆり町10番地
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成22年11月11日
目的	1. スポーツ用品の製造及び販売 2. 前号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	2万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万2000株 各種の株式の数 普通株式 1万株 甲種類株式 1000株 乙種類株式 1000株
資本金の額	金6000万円
発行可能種類株式総数 及び発行する各種類の株式の内容	普通株式 2万株 甲種類株式 1000株 乙種類株式 1000株 1. 甲種類株主を構成員とする種類株主総会において、取締役4名、監査役1名を選任することができる。 2. 乙種類株主を構成員とする種類株主総会において、取締役2名を選任することができる。 3. 乙種類株主は、株主総会において議決権を有しない。 4. 法令に別段の定めがある場合を除き、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、甲種類株主を構成員とする種類株主総会の決議及び乙種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

	5. 乙種類株主は、当会社に対し乙種類株式の取得を請求することができる。当会社は、乙種類株式1株の取得と引換えに、その対価として普通株式2株を交付する。	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	令和5年6月29日重任
	取締役 B	令和5年6月29日重任
	取締役 C	令和6年6月30日重任
	取締役 D	令和6年6月30日重任
	取締役 E	令和6年6月30日重任
	取締役 F	令和6年6月30日就任
	横浜市中区上町1番地 代表取締役 A	令和5年6月29日重任
	さいたま市北区中央9番9号 代表取締役 D	令和6年6月30日就任
	監査役 G	令和3年6月27日重任
	会計監査人 横浜STAR監査法人	令和6年6月30日重任
支店	1 東京都中央区さくら町7番1号	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	

別紙2

【令和7年3月10日現在の株式会社SMILEの定款の抜粋】

(商号)

第1条 当社は、株式会社SMILEと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. スポーツ用品の製造及び販売
2. 前号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を横浜市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

(機関)

第5条 当社には、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 会計監査人

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2万株とする。

- 2 株式の消却をした場合には、消却した株式の数につき、当社の発行可能株式総数は減少する。

(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

第7条 当社の発行する株式の発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容は、以下のとおりとする。

普通株式 2万株

甲種類株式 1000株

乙種類株式 1000株

1. 甲種類株主を構成員とする種類株主総会において、取締役4名、監査役1名を選任することができる。
2. 乙種類株主を構成員とする種類株主総会において、取締役2名を選任することができる。
3. 乙種類株主は、株主総会において議決権を有しない。
4. 法令に別段の定めがある場合を除き、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、甲種類株主を構成員とする種類株主総会の決議及び乙種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
5. 当社が募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条第4項に基づく甲種類株主を構成員とする種類株主総会及び乙種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
6. 乙種類株主は、当社に対し乙種類株式の取得を請求することができる。当社は、乙種類株式1株の取得と引換えに、その対価として普通株式2株を交付する。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(総数引受契約の承認)

第20条 当社が募集株式を発行する場合において、募集株式の総数引受契約を締結するときは、会社法第205条第2項に基づく総数引受契約の承認は株主総会において行う。

(員数)

第27条 当社の取締役は5名以上、監査役は1名以上とする。

(任期)

第29条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第36条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令の定めるところによる。

【令和 7 年 3 月 10 日開催の株式会社 S M I L E の臨時株主総会における議事の概要】

[決議事項]

第 1 号議案 募集株式発行の件

下記の要領で募集株式を発行する旨が諮られ、出席株主全員の一致をもって可決承認された。

記

1. 募集株式の種類及び数 普通株式 6,500株
2. 募集株式の払込金額 1株につき金1万円
3. 現物出資をする者の氏名、財産の内容及び価額

氏名 D

財産の内容 Dの当会社に対する令和4年4月1日付貸付金5,000万円  
(弁済期令和7年2月28日) この価額 金5,000万円

氏名 E

財産の内容 Eの当会社に対する令和6年2月1日付貸付金2,500万円のうち  
金1,500万円  
(弁済期令和7年2月28日) この価額 金1,500万円

4. 現物出資財産の給付期日 令和7年3月10日
5. 募集株式の発行により増加する資本金の額 金4,000万円
6. 募集株式の発行により増加する資本準備金の額  
資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額
7. 募集方法

Dが5,000株、Eが1,500株を引き受ける総数引受契約による。

第 2 号議案 総数引受契約の承認の件

前号議案で決議された募集株式の発行について、Dが5,000株、Eが1,500株を引き受ける総数引受契約を承認する旨が諮られ、出席株主全員の一致をもって可決承認された。

別紙 4

【株式会社 S M I L E の令和 7 年 3 月 9 日現在の株主名簿の抜粋】

	氏名又は名称	株式の種類及び数		
		普通株式	甲種類株式	乙種類株式
1	A	5500株	700株	
2	株式会社 S M I L E (自己株式)	2000株		
3	株式会社 S U N	500株		
4	C	2000株		1000株
5	D		300株	

株主の住所及び株式の取得年月日は省略。また、登録株式質権者は存在しない。

別紙 5

株式総数引受契約書

株式会社 S M I L E と株式引受人 D 及び E とは、令和 7 年 3 月 10 日開催の臨時株主総会の決議に基づき株式会社 S M I L E が発行する下記内容の募集株式について、D が 5,000 株、E が 1,500 株の引受けを行う総数引受契約を締結した。

令和 7 年 3 月 10 日

横浜市南区山ゆり町 10 番地

株式会社 S M I L E

代表取締役 D (印)

株式引受人 (住所 略) D (印)

株式引受人 (住所 略) E (印)

記

1. 募集株式の数 普通株式 6,500株
2. 募集株式の払込金額 1株につき金 1万円
3. 現物出資財産の給付期日 令和 7 年 3 月 10 日  
(以下略)

別紙 6

証明書

令和7年3月10日開催の株主総会において決議された募集株式の発行に関し、出資された財産の価額が相当であることを証明します。

令和7年3月10日

税理士 G 印

株式会社SMILE 御中

別紙 7

【令和7年3月25日開催の株式会社SMILEの臨時株主総会における議事の概要】

[決議事項]

第1号議案 取締役解任の件

取締役Fを解任する旨が諮られ、Cを除く出席株主全員の一致をもって可決承認された。

第2号議案 取締役選任の件

取締役1名を選任することが諮られ、下記のとおり選任することが出席株主全員の一致をもって可決承認された。

取締役 H

【令和 7 年 6 月 24 日開催の株式会社 S M I L E の定時株主総会における議事の概要】

[報告事項]

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業報告及び計算書類報告の件

(略)

[決議事項]

第 1 号議案 定款一部変更の件

定款第 7 条を削除し、単一株式発行会社とすることが諮られ、出席株主全員の一致をもって可決承認された。

第 2 号議案 定款一部変更の件

前号議案の効力発生を条件として、後記新旧対照表のとおり定款の一部変更をすることが諮られ、出席株主全員の一致をもって可決承認された。

なお、前号議案可決に伴い、定款第 7 条以下は 1 条ずつ繰り上げ、変更部分に下線を付している。

第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任の件

前号議案の効力発生を条件として、取締役 2 名を選任することが諮られ、下記のとおり選任することが、出席株主全員の一致をもって可決承認された。なお、被選任者は、席上就任を承諾した。

取締役 D

取締役 E

第 4 号議案 監査等委員である取締役選任の件

第 2 号議案の効力発生を条件として、監査等委員である取締役 3 名を選任することが諮られ、下記のとおり選任することが、出席株主全員の一致をもって可決承認された。

被選任者 G 及び M は、席上就任を承諾し、被選任者 K は令和 7 年 6 月 26 日をもって就任することを席上承諾した。

監査等委員である取締役 G

監査等委員である取締役（社外取締役） K

監査等委員である取締役（社外取締役） M

(第2号議案定款一部変更 新旧対照表)

変更前	変更後
<p>(機関)</p> <p>第5条 当社には、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p>(員数)</p> <p>第27条 当社の取締役は5名以上、<u>監査役は1名以上とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>【新設】</b></p> <p>(任期)</p> <p>第29条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査役</u>の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(機関)</p> <p>第5条 当社には、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p>(員数)</p> <p>第26条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は5名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第28条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役</u>の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

別紙9

【令和7年6月26日開催の株式会社SMILEの取締役会における議事の概要】

第1号議案 代表取締役選定の件

代表取締役を選定することが諮られ、出席取締役全員の一致をもって下記のとおり選定することを可決承認した。なお、被選定者は、席上就任を承諾した。

東京都品川区さつき町8番地 代表取締役 E

第2号議案 支配人選任の件

当会社の東京支店（東京都中央区さくら町7番1号）に置く支配人の選任に関する事項の決定を取締役Dに委任することが諮られ、出席取締役全員の一致をもってこれを可決承認した。

別紙10

登記事項証明書

後見開始の裁判

後見

【裁判所】 横浜家庭裁判所

【事件の表示】 令和7年（家）第〇〇〇〇号

【裁判の確定日】 令和7年6月3日

【登記年月日】 令和7年6月9日

【登記番号】 第2025-××××号

成年被後見人

【氏名】 B

【生年月日】 昭和15年1月1日

【住所】 (略)

【本籍】 (略)

成年後見人

【氏名】 大谷夏希

(以下略)

## 別紙11

### 【司法書士大谷夏希の聴取記録（令和7年4月3日）】

- 1 A、B、D及びEは甲種類株主総会において選任された取締役であり、C及びFは乙種類株主総会において選任された取締役である。
- 2 別紙3及び別紙7の議案のうち、効力を生じさせるために特定の者の同意を要するものがあるときは、必要な時期までにその同意が得られている。
- 3 別紙4は、株式会社SMILEの令和7年3月9日現在の株主名簿の抜粋であり、その後令和7年4月3日までの間に、別紙1から別紙7まで及び別紙11に現れている以外に、株主及びその有する株式数に変動はない。
- 4 株式会社SMILEは株式会社SUNの総株主の議決権の4分の1を保有している。
- 5 別紙3及び別紙7の株主総会には、当該株主総会の開催日において議決権を行使することができる株主全員が出席している。
- 6 別紙3の議案について必要な種類株主総会は、別紙3の株主総会と同日に適法に開催され、当該種類株主総会の開催日において議決権を行使することができる種類株主全員が出席し、適法に可決承認され、終結している。
- 7 別紙7の議案について、種類株主総会は開催されていない。
- 8 別紙3の第1号議案について、現物出資財産である債権の価額は、当該債権に係る株式会社SMILEにおける負債の帳簿価額を超えない。
- 9 令和7年3月20日、乙種類株主であるCからその有する乙種類株式の全部の取得請求がされ、株式会社SMILEは、同日、取得対価として自己株式を交付した。
- 10 令和7年4月1日、横浜STAR監査法人は東京SKY監査法人に吸収合併され、解散した。

別紙12

【司法書士大谷夏希の聴取記録（令和7年6月30日）】

- 1 令和7年4月3日から同年6月30日までの間に、別紙8から別紙10までに現れている以外に、株式会社SMILEの株主及びその有する株式数に変動はない。
- 2 別紙8の議案のうち、効力を生じさせるために特定の者の同意を要するものがあるときには、必要な時期までにその同意が得られている。
- 3 別紙8の株主総会には、当該株主総会の開催日において議決権を行使することができる株主全員が出席している。
- 4 別紙8の議案について必要な種類株主総会は、別紙8の株主総会と同日に適法に開催され、当該種類株主総会の開催日において議決権を行使することができる種類株主全員が出席し、適法に可決承認され、終結している。
- 5 K及びMは、社外取締役の要件を満たしている。
- 6 別紙9の取締役会には、監査等委員である取締役を含む取締役の全員が出席し、当該取締役会の議事録に押印されている印鑑は、Dについては登記所に提出されている印鑑であり、その他の役員全員については全て市町村に登録されている印鑑である。
- 7 取締役Dは、別紙9の取締役会の決議に基づき、令和7年6月30日付けで支配人として以下の者を置くことを決定した。

東京都新宿区けやき通150番地

支配人 J

